

## 1 学校給食について

学校給食は、昭和29年に制定された学校給食法により、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである（以下、省略）」（学校給食法1条）と規定され、その意義が示されている。

さらに同法2条では、学校給食の目標として、次の7つの目標を掲げ、その実現に努めるよう求めている。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

## 2 学習指導要領での学校給食の位置づけ

学習指導要領の総則では、小学校・中学校ともに「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」と示されており、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことがますます重要となってきた。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食を通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育を推進する役割を担っている。

給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、子どもに望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能であるとともに、地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の念をはぐくむことができるなど「心の教育」を含め高い教育効果が期待されている。

このように、学校給食は各学校において、いわゆる「生きた教材」として活用が図られてきたところであるが、今後とも、食育を推進する上で、学校教育活動全体を通じて、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮することができるような取組が求められている。

### 3 学校給食の運営組織

学校給食法における学校給食の目標や学習指導要領の内容を実現するためには、学校や共同調理場の実情に即した運営組織を確立し、児童生徒の実態をふまえ、具体的な計画のもと、効率的に学校給食を運営していくことが大切である。

また、学校給食を円滑に運営していくためには、学校、調理場内の協力体制に加え、家庭や地域社会との連携のもとに推進していく必要がある。

学校給食法等の法令や通達には、設置者（自治体）、教育委員会、学校のそれぞれの役割が明示されており、学校給食の運営には、その運営に係る各機関、各職員がそれぞれの任務を果たすことが求められる。（詳細は「学校給食運営管理の手引き（改訂版）」平成23年3月 群馬県教育委員会「第1章学校給食の組織と運営」を参照のこと。）

#### 【自治体】

・「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなくてはならない。」（学校給食法4条）

#### 【教育委員会】

・「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。（中略）11 学校給食に関すること。」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条）

#### 【学校】

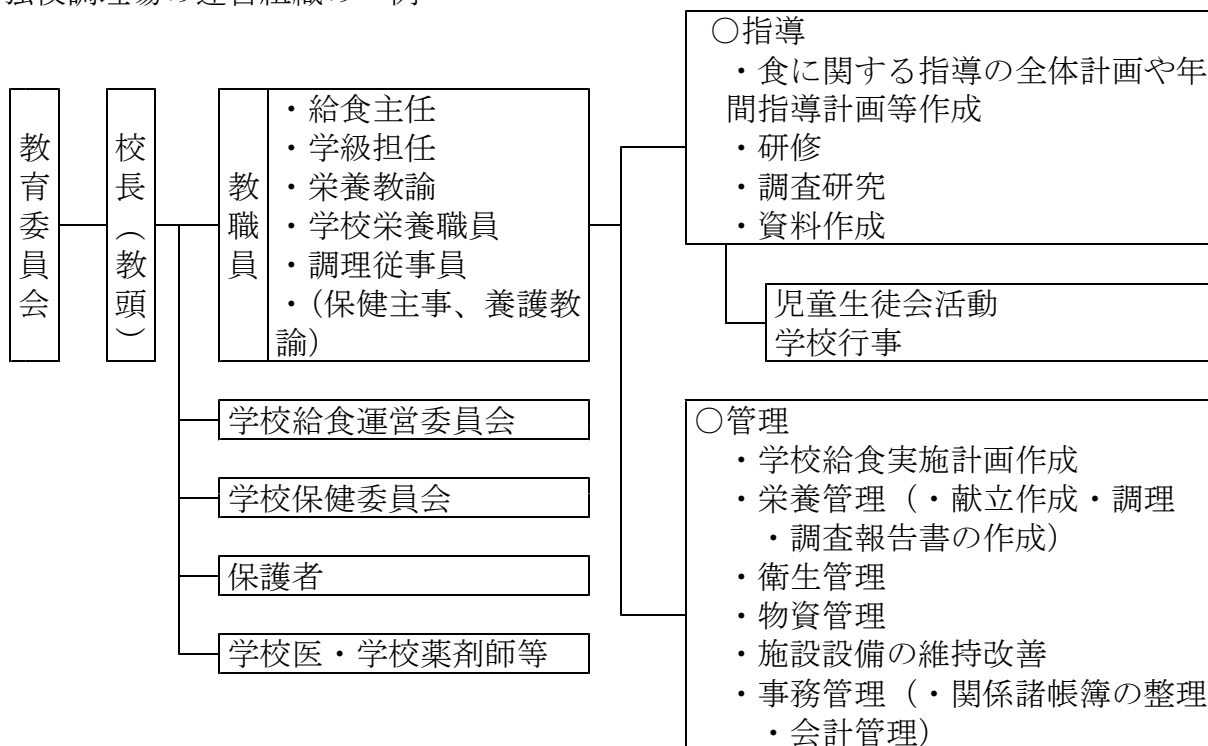
・「学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により当該学校の校長が、計画し、管理し、職員を指揮監督して行うこと。」

・「学校の職員はそれぞれの職務に応じ、学校給食に関する事項を分担すること。」

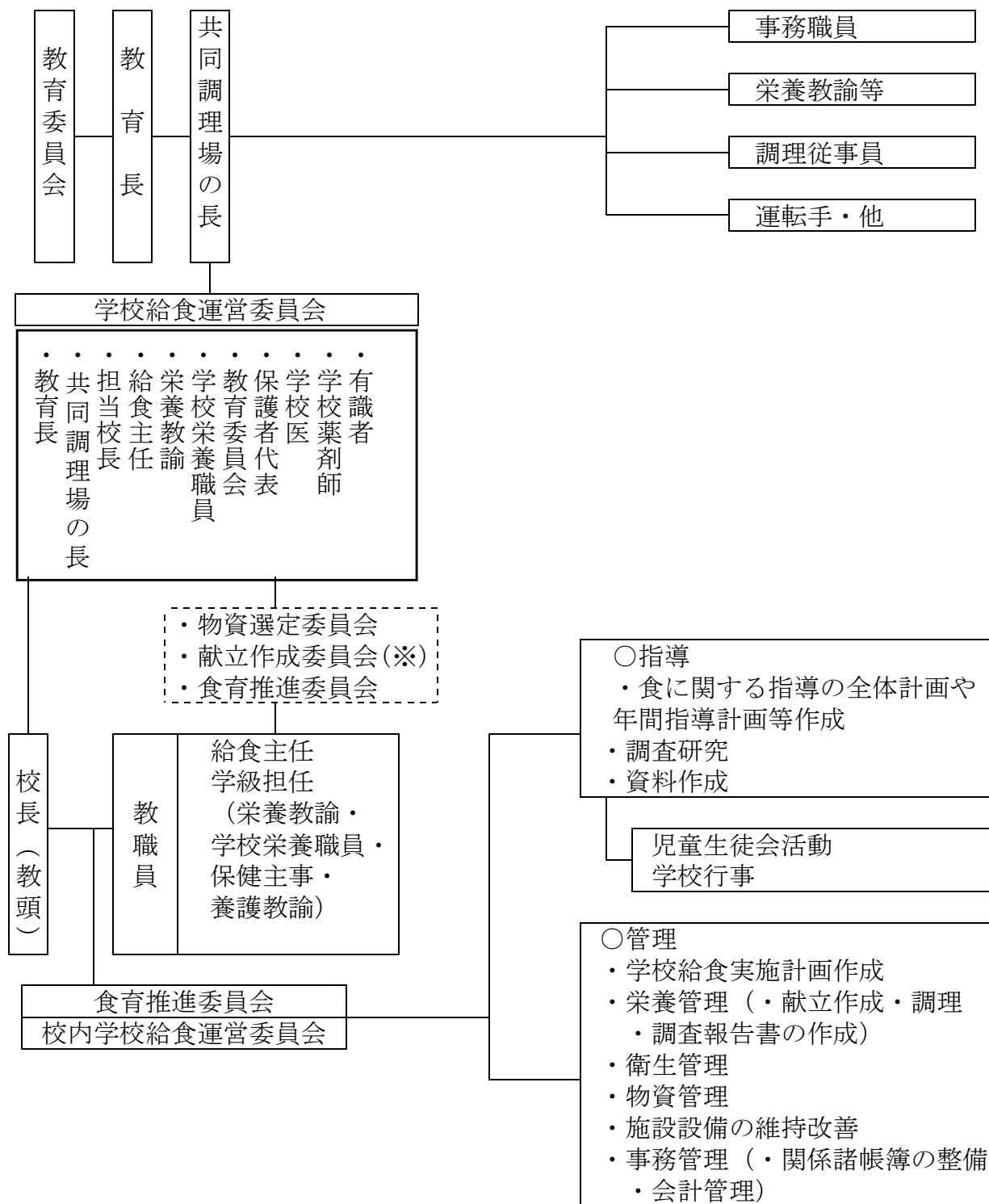
・「教師は学校給食に関する研修につとめ、学校給食計画の改善向上を図ること。」

（昭和31年6月5日文部省管理局長通達）

#### ・単独校調理場の運営組織の一例



・共同調理場の運営組織の一例



また、学校給食運営管理をするための組織として次頁の委員会があげられる。  
 学校給食運営委員会の設置要綱は5頁を参照のこと。

(※) 給食指導委員会など、名称は様々である。